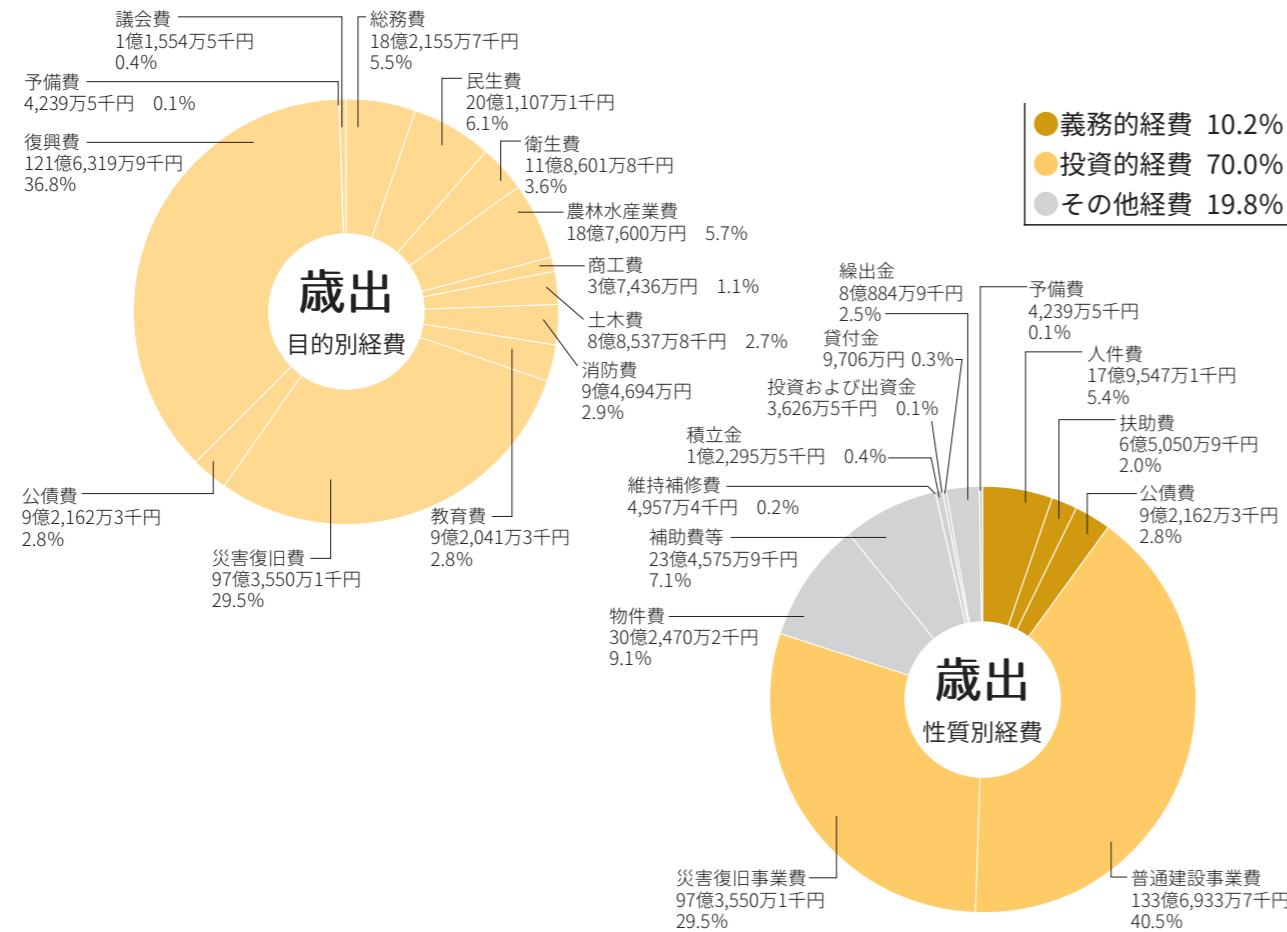


# 平成30年度 南三陸町の予算



►町民一人当たりに使われる額 251万1,223円

議会費 8,793円	総務費 13万8,616円	民生費 15万3,038円	衛生費 9万253円	農林水産業費 14万2,759円
商工費 2万8,488円	土木費 6万7,375円	消防費 7万2,060円	教育費 7万41円	災害復旧費 74万849円
公債費 7万133円	復興費 92万5,592円	予備費 3,226円		

## 用語説明②

**義務的経費**（支出が義務付けられ任意に削減できない経費）

人件費…職員などの給与や議員および各種委員会委員の報酬の経費

扶助費…社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費

【主なもの】児童手当、乳幼児・高齢者・障がい者の医療費助成金】

公債費…町が借り入れた町債（借金）の返済に要する経費

**投資的経費**（道路や漁港、学校などの整備に充てられる経費）

普通建設事業費…道路や公共施設の新增築などに要する経費

災害復旧事業費…地震などの自然災害で被害を受けた施設などを復旧させるための経費

## その他の経費

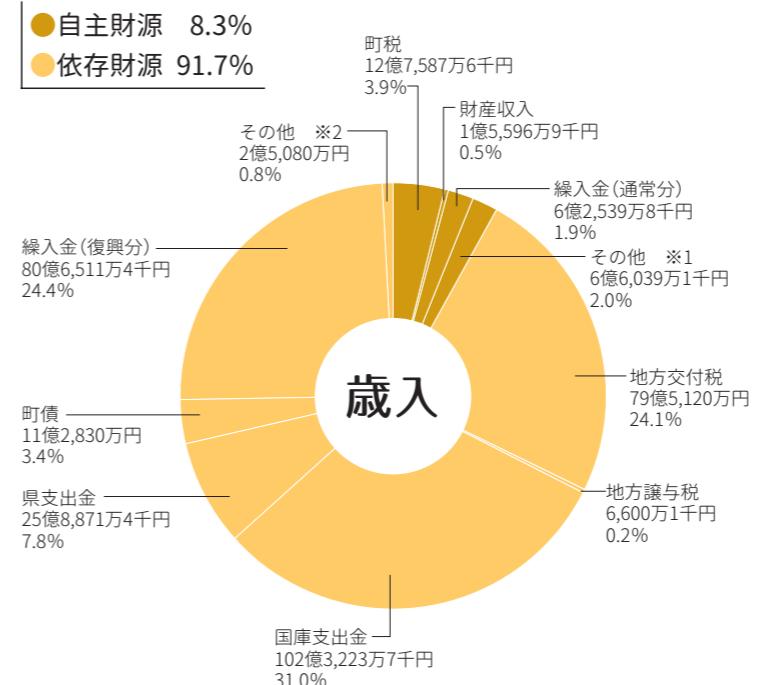
物件費…消耗品費や備品購入費などの消費的な経費

補助費…各種団体などに対して支出される負担金や補助金

積立金…特定の目的のために設けられた基金などに積立する経費



## 一般会計予算



今年度の当初予算は、復興事業の総仕上げに向けて一層の事業の加速化を図るため、平成29年度の当初予算と比べると12億5,000万円（約3.9パーセント）増加し、歳入歳出それぞれ330億円となりました。

歳入は、地方交付税、国・県支出金、復興事業分の繰入金を総計すると約288億3,700万円で、歳入の多くを依存財源で賄っている状況です。

歳出は、前年度に引き続き漁港施設災害復旧事業を継続して行っていることや道路災害復旧事業の増加により、災害復旧費が前年度と比べて約34億4,500万円（約54.8パーセント）増加し、約97億3,600万円となりました。

►町民一人当たりの税負担額 9万6,319円

町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税
4万993円	4万4,326円	3,367円	7,633円

## 用語説明①

**自主財源**（町が自主的に確保し、使い道の決定も自主的に行える財源）

町税…町民税や固定資産税など、町が収納しているお金

財産収入…町が持っている財産を売却したり、貸付したりすることによって得たお金や、基金（預金）の利息

繰入金…基金の取り崩しによって得られるお金など

## その他

分担金および負担金…町の事業で特に利益を受ける人から、費用の一部を負担していただくお金

【主なもの】保育料】

使用料および手数料…公共施設を利用した人や、特定の行政サービスを受けた人から負担していただくお金

【主なもの】公民館使用料、住民票などの発行手数料】

寄附金…住民などから無償でいただいたお金

繰越金…前年度の決算で余ったお金を次の年度の財源として繰り越したお金

諸収入…他の収入科目に当てはまらない収入  
【主なもの】給食費、住民健診料】

**依存財源**（国や県などの基準に基づいて得られる財源）

地方交付税…国が地方に交付する税で、すべての地方自治体が標準的な行政運営を行えるように交付するお金

地方譲与税…国が徴収した自動車重量税や地方揮発油税を一定の基準によって地方自治体に配分するお金

国庫（県）支出金…国（県）が特定の事務や事業に対して交付するお金

町債…道路や漁港、学校の整備など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するため、町が長期にわたり借り入れするお金